

# 飲食店臨時支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、  
外出・移動の自粛により、売上減少等の  
影響を受けた飲食店を三原市が応援します！

## ◆対象者

市内で飲食店を経営し、市内に本店を有する  
中小企業者(個人事業主含む)  
(社員食堂、宅配専門店、テイクアウト専門店等を除く)



## ◆支援額

1事業者につき

**20万円**

申請手続きについて(提出書類については裏面をご覧ください)

### 申請期間

**令和3年5月31日(月)～令和3年7月16日(金)**

※消印有効

### 申請方法

申請書(市HP、市役所1階ロビーにあります)に本紙裏面に記載している  
必要書類を添えて、三原市(商工振興課)に郵送または持参により提出  
してください。

### 申請要件

**市内で飲食店を経営し、市内に本店を有する中小企業者  
(個人事業主含む)で、次の全てに該当する者**

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む)
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類)または喫茶店営業許可(1類)を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けている。
- ③ 県の「頑張る飲食店応援金」を受給している者、または令和3年4月もしくは令和3年5月の売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している者(新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。)
- ④ 令和3年1月1日までに事業を開始している者
- ⑤ 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいる。
- ⑥ 「三原市暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等に該当しない者
- ⑦ 市税の滞納がない者

裏面へつづく

# 必要書類

(申請様式はHPよりダウンロードしていただけます)

## 1 県の「頑張る飲食店応援金」を受給している場合

- ① 飲食店臨時支援金支給申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 本店所在地または居住地が分かる書類  
法人 申請日の90日前までに発行された登記事項証明書の写し  
個人 運転免許証、住民票、保険証等の写し
- ④ 営業確認書類  
直近の確定申告書の写し(税務署の收受印またはメール詳細で提出したことが確認できるもの)  
法人 法人税確定申告書 別表一  
個人 確定申告書B 第一表
- ⑤ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証(1類または3類)または喫茶店営業許可証(1類)の写し
- ⑥ 売上減少が確認できる書類  
「頑張る飲食店応援金」が振り込まれた口座の通帳等の写し  
(表紙のうら面(口座名義人(フリガナ)が記載された箇所)、支給額が記帳されたページ)
- ⑦ 飲食店臨時支援金を振り込む口座の通帳の写し(表紙のうら面) ※⑥と同じ場合は不要
- ⑧ 申請チェックシート

## 2 1以外の場合

- ① 飲食店臨時支援金支給申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 本店所在地または居住地が分かる書類  
法人 申請日の90日前までに発行された登記事項証明書の写し  
個人 運転免許証、住民票、保険証等の写し
- ④ 営業確認書類  
直近の確定申告書の写し(税務署の收受印またはメール詳細で提出したことが確認できるもの)  
法人 法人税確定申告書 別表一  
個人 確定申告書B 第一表
- ⑤ 店舗外観と屋内飲食スペースの写真
- ⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証(1類もしくは3類)または喫茶店営業許可証(1類)の写し
- ⑦ 売上減少が確認できる書類  
令和3年4月または令和3年5月の売上台帳の写し  
前年同月もしくは前々年同月の売上台帳の写し
- ⑧ 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し
- ⑨ 飲食店臨時支援金を振り込む口座の通帳の写し(表紙のうら面)
- ⑩ 申請チェックシート

### 【申請先・お問い合わせ先】

三原市 経済部 商工振興課(市役所本庁舎3階)

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話 : 0848-67-6072

FAX : 0848-64-4103

詳しくは

三原市 緊急経済対策

検索

でご確認ください。